

認定NPO法人理解講座

# NPO法人会計基準概要

税理士 橋本 俊也

# 会計の役割

- ① お金が適切に使われたことを説明する役割
- ② 自分たちの団体のことを多くの人に説明する  
役割

# NPO法人会計基準の基本的考え方

NPO法人会計基準の目的の視点を、  
利用者である市民に置く

- ① 市民にとってわかりやすい会計報告であること
- ② 社会の信頼にこたえるために、正確な会計報告であること

# NPO法の改正とNPO法人会計基準 の位置付け

## NPO法改正のポイント

- ①NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を活動に係る事業の実績を表示する「活動計算書」に改めたこと  
ただし、当分の間は、「収支計算書」を提出することはできる
- ②活動計算書及び貸借対照表を「計算書類」とし、財産目録は、付属明細書的な位置付けとしたこと

## NPO法人会計基準による財務諸表の体系

社会の信頼にこたえる会計報告であるためには、何よりも会計報告の正確性の確保が必要となる



複式簿記を採用



財務諸表の体系は、活動計算書と貸借対照表を中心

# 活動計算書・貸借対照表の チェックポイント

- ① 活動計算書の「前期繰越正味財産額」と貸借対照表の前期末の「正味財産の部」の合計額が一致していること
- ② 貸借対照表の「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾(次期繰越正味財産額)が一致していること
- ③ 貸借対照表の「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致していること

# NPO法人会計基準の特徴

- ① 収支計算書から活動計算書へ変更したこと
- ② 経常費用を事業費と管理費に分けたうえで、人件費とその他の経費に分ける
- ③ 使途が制約された寄付金等の会計処理を定めたこと
- ④ 無償または著しく低い価格での施設の提供を会計に取り込んだこと
- ⑤ ボランティアによる役務の提供を会計に取り込んだこと
- ⑥ 小規模法人への対応

## (1) 収支計算書から活動計算書へ 変更したこと

「お金を何に使ったのか」を入金と出金で表す**収支計算書**を中心とした会計報告



「ミッションの達成に必要と考えて実施した活動の動きや結果」を表す**活動計算書**を中心とした会計報告



## (2) 経常費用を事業費と管理費に分ける

経常費用を事業費と管理費に分けたうえで、人件費とその他とその他の経費に分ける

事業費の内訳等は必要に応じて注記を行う

### (3) 使途が制約された寄付金等の会計処理を定めたこと

寄付金等については、受取った年度で収益に計上し、寄付金のうち使途に制約があるものについては、その使途ごとに寄付金等の受入額、減少額、次期繰越額を注記すること

そして、同じ箇所「当法人の正味財産は××円ですがそのうち××円については、〇〇のために使用する財産です。」と示すことによって、使途が制約されていることを明示する

## (4) 無償または著しく低い価格での施設の提供を会計に取り込んだこと

無償または著しく低い価格での施設の提供を受けた場合にNPO法人の真実のコストを表示すること、援助を受取ったという事実を表示することなどの理由から、財務諸表に計上する方法としては、次のとおりとした

- ① 財務諸表の注記だけに記載(原則)
- ② 活動計算書に計上し、注記にも記載

②の活動計算書に計上するためには、お金で寄付を受取ったのと同レベルの「客観的に把握できる」必要がある

一方、①の財務諸表の注記だけに記載する場合には、「合理的に算定できる」レベルで構わない

## (5) ボランティアによる役務の提供を 会計に取り込んだこと

営利企業では、事業の実施に必要な労力は金銭を支払って調達するしかないので人件費の金額が大きくなるが、NPO法人の場合には、ボランティアで労力が提供されると人件費の金額が出てこないため、比較ができなくなる

そのことで行政との契約などでNPO法人に不利に働く場合などの理由から、ボランティアによる労力の提供を金銭換算して財務諸表でも表現することを可能にした

財務諸表に計上する方法としては、次のとおりとした

- ① 財務諸表の注記だけに記載(原則)
- ② 活動計算書に計上し、注記にも記載

ただし、財務諸表に計上できるのは、ボランティアによる労力の提供が、「活動の原価の算定に必要な受入額」である場合のみ計上できる

## (6) 小規模法人への対応

お金の入出金とサービスの発生にズレがない場合



収支計算書と活動計算書と同じ

多少のズレがあったとしても、利用者に誤った情報を伝えるおそれがないものであれば、簡単な方法で記録し、報告することができる

# 新しい会計基準への移行時期

現在進行中の決算期

次の決算期etc.



適用時期については、法人での準備が出来次第、いつからでも構いません。各法人の中で、会計報告の目的や役割を含めて、理事会などで十分議論して決めてください。

# 情報の入手方法

みんなで使おう！「NPO法人会計基準」

<http://npokaikeikijun.jp/>

⇒NPO法人会計基準のすべての情報を整理して表示

本文・ガイドラインの表示、ダウンロード、Q&Aコーナー、講座情報、活動報告、講座用資料、作成ツール等